

一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会
ワーキンググループに関する細則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会ワーキンググループの設置および運営に必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本学会の目的に沿った特定の事業を行うために、会員の申請により理事会の承認を経て、ワーキンググループを設置できる。

2 ワーキンググループを設置したい会員は「ワーキンググループ設置申請書」を理事長宛に提出しなければならない。

3 設置が承認されたワーキンググループは、学会ウェブサイト上に設置申請書記載事項とともに告知する。

(ワーキンググループの構成)

第3条 ワーキンググループの構成は、リーダー1名及びメンバー若干名とする。

2 リーダーが必要と認めたときは、会員以外の学識経験者に外部メンバーを委嘱することができる。

(ワーキンググループメンバーの任命・委嘱)

第4条 リーダーは、正会員から、理事会の議決を経て理事長が任命する。

2 メンバーは、正会員から、理事会の議決を経て理事長が任命する。

3 外部メンバーは、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(設置期間)

第5条 ワーキンググループは設置が承認された年度末の3月31日までとし、活動の継続を希望する場合は、設置が承認された年度の1月末日までに「ワーキンググループ活動報告書」を理事長宛に提出し、承認を受けなければならない。

(運営)

第6条 ワーキンググループの運営はリーダーの指揮によって行い、重要な意思決定は議決によって行う。

2 議決は、メンバーの過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数の時はリーダーの裁決するところによる。

- 3 リーダーは、審議内容及び活動状況について、随時、担当副理事長に報告しなければならない。
- 4 リーダーは、ワーキンググループの活動継続の有無に関わらず、1月末日までに「ワーキンググループ活動報告書」を理事長宛に提出しなければならない。
- 5 ワーキンググループが外部の団体と共同で事業等を行おうとするときは、理事会の承認を得なければならない。本規則の定め又は理事会の委任によるものを除き、外部の団体と交渉することはできない。
- 6 ワーキンググループが外部へ SNS 等を通じて発信を行う場合は、担当副理事長を通して、理事会の承認を得なければならない。

(経費)

第7条 ワーキンググループの運営及び事業に関する予算措置は、原則行わない。

2 ワーキンググループは、理事会の承認なく本学会以外からの金銭又は労務の提供を受けてはならない。

(改廃等)

第8条 ワーキンググループは、理事会の議決を経て改変または廃止できる。

(細則の変更)

第9条 この規則は、理事会の議決を経て改定または廃止できる。